

6. 道 路 [3-3]

(1) 道路状況（市道）

(H19. 4. 1 現在)

	路線数	実延長(m)	舗装道(m)	舗装率(%)	道路部面積(m ²)
佐賀	2,443	773,076.6	734,903.8	95.1	4,358,217.0
諸富	468	113,445.8	108,438.8	95.6	565,970.4
大和	373	152,622.0	143,622.6	94.1	787,076.0
富士	182	153,654.9	131,592.3	85.6	784,870.9
三瀬	45	45,113.8	40,278.6	89.3	269,800.0
計	3,511	1,237,913.1	1,158,836.1	93.6	6,765,934.3

(2) 橋りょう状況（市道）

(H19. 4. 1 現在)

	木 橋			永 久 橋			計		
	個数	延長(m)	面積(m ²)	個 数	延長(m)	面積(m ²)	個 数	延長(m)	面積(m ²)
佐賀	15	59.3	155	1,579	8,373.8	58,420	1,594	8,433.1	58,575
諸富	0	0	0	151	801.0	3,803	151	801.0	3,803
大和	0	0	0	192	1,425.8	8,892	192	1,425.8	8,892
富士	0	0	0	141	1,585.4	6,994	141	1,585.4	6,994
三瀬	0	0	0	34	422.3	2,027	34	422.3	2,027
計	15	59.3	155	2,097	12,608.3	80,136	2,112	12,667.6	80,291

(3) 道路改良予算の年度別推移

道路改良予算の年 度別推移	14	15	16	17	18	年度	18年度の事業費 (千円)
事業費	20.2	17.4	10.8	21.4	17.4	億円	1,739,343
道路維持費	24	26	37	23	28	%	484,146
道路新設改良費(補助)	24	25	27	39	44	%	761,751
道路新設改良費(単独)	49	45	30	34	24	%	423,446
交通安全対策費	3	4	6	4	4	%	70,000

(4) 佐賀市市道認定基準について（要綱より抜粋）

① 一般的基準

市道として認定する道路は、不特定多数の者の通行の用に供し、かつ、次に掲げる要件を具備する道路でなければならない。

- (1) 道路の幅員が4メートル以上であり、当該道路の敷地となる土地の境界が明確であること。
- (2) 道路の敷地を直ちに佐賀市に無償で譲渡することができ、当該敷地に所有権以外の権利の登

記がなされていないこと。

- (3) 道路の起点が国県市町道（以下「公道」という。）に接続し、終点が公道または公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。
- (4) 道路の線形、縦断、勾配等が道路構造令（昭和45年政令第320号）の規定に適合し、かつ、道路の排水施設が充分な処理能力を有し、流末処理に問題がないこと。
- (5) 道路の舗装が、認定した後2年以上補修を要しない強度を有すること。
- (6) 道路に道路管理上の支障物件がないこと。
- (7) 終点が公道または公共施設に接続していない袋路状道路は、5区画以上が隣接し、かつ開発道路及び位置指定道路については、それぞれの技術基準を満たしていること。

② 特例条項

- (1) 昭和30年以前に設置された不特定多数の通行の用に供している道路は、その幅員を2.5メートルまで緩和することができる。
- (2) 山間部において、住民の生活上必要と認められる道路
※山間部とは旧大和町、富士町、三瀬村のそれを指す。

③ 手続き

- (1) 市道の認定又は変更を受けようとする者は、市道認定及び道路敷地寄付申請書を市長に提出しなければならない。
- (2) 市長は、申請を受理したときは、必要な調査を行い、その内容について佐賀市道路認定委員会の審議を得るものとする。

(5) 私道等整備補助金について

① 目的

市道として認定することが困難な私道等の整備工事へ補助金を交付することにより、私道等の生活環境の向上および交通安全に資すること。

② 整備工事

舗装工事、側溝排水施設工事、橋りょう工事、防護柵工事、護岸工事

③ 対象

- (ア) 5戸以上の家屋が立ち並び利用されている私道
- (イ) 幅員2.5m以上、ただし交通安全のための自転車・歩行者専用道路で、特に市長が認めたものについては、1.5mまで。

④ 補助金の額

- (ア) 舗装工事 50%
- (イ) 側溝排水施設工事 50%
- (ウ) 橋りょう工事 50%
- (エ) 防護柵工事 50%

(オ) 護岸工事 50%

(補助金の総額が10万円未満の場合は、補助金を交付しない。)

(6) 放置自転車対策事業

市街地は佐賀平野の中心部に位置し、大半が高低差の少ない地形であるため、自転車利用者が非常に多い。管内にはJR九州の駅が3カ所あり、特に特急電車が利用できる佐賀駅周辺には、福岡市などの近郊都市へ通勤・通学する人々の自転車が多い。また、買い物や食事を目的とした一時的な放置自転車も多く見受けられる。

通勤通学者の自転車・原付バイク利用の利便を図るため、JR佐賀駅周辺に、平成5年3月末に3カ所（合計3,260台収容）の自転車駐車場を整備し、同年4月1日から「佐賀市自転車駐車場条例」と「佐賀市自転車等の放置防止に関する条例」を施行した。

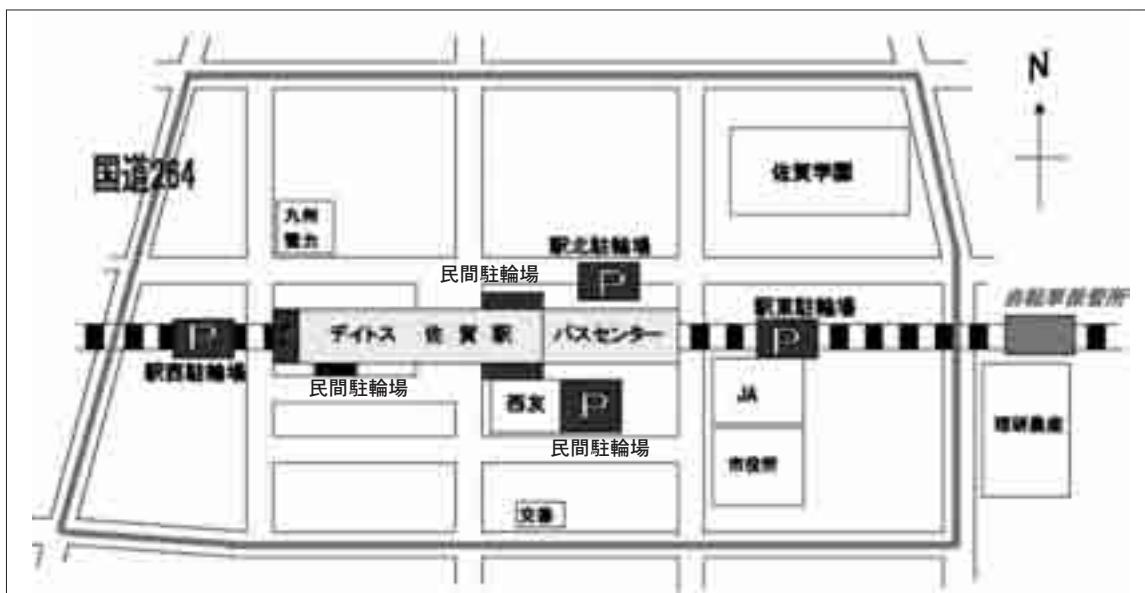
さらに、同年7月1日にはJR佐賀駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、即日強制撤去を開始した。条例が施行される前は、多い日で一日に1,500台程度の自転車やバイクが放置されていたが、現在は50台程度の放置となっている。

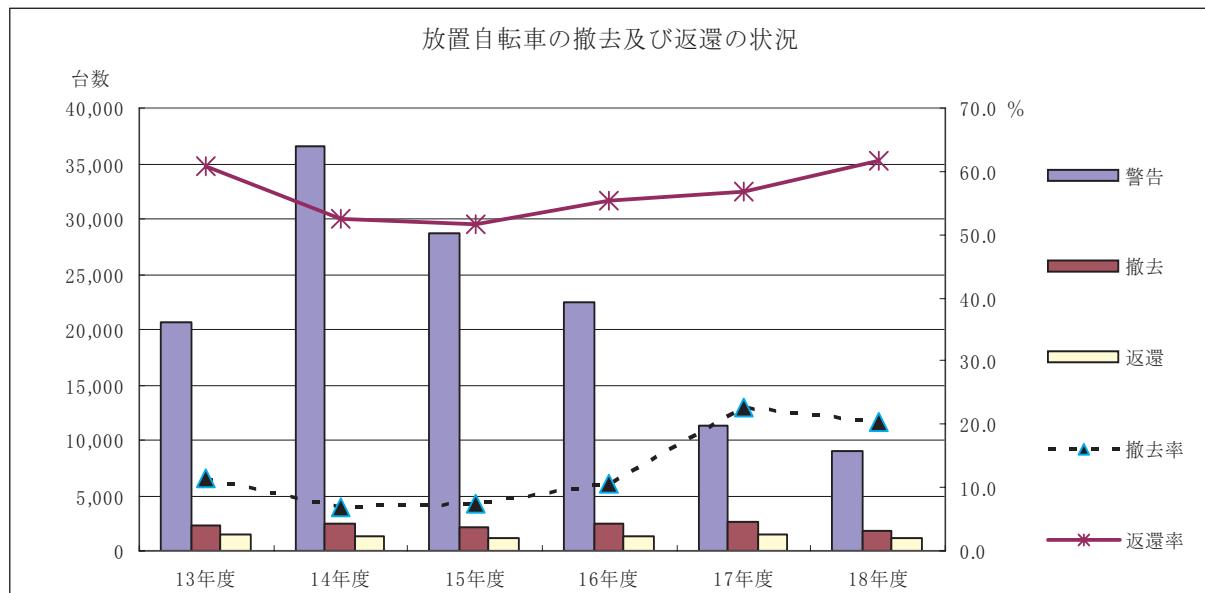
平成16年度から17年度にかけて、放置が多い佐賀駅の南北の市道上に路上駐輪機154台を設置した。3カ所の自転車駐車場と同じく、2時間まで無料、1日1回100円で自転車利用者の利便に供している。利用者も多く、放置台数の減少にも貢献している。

放置禁止区域内の放置自転車については、嘱託職員3名で毎日撤去を行っており、返還時に移動・保管に要する費用として、自転車は1,500円、原付バイクは2,000円を所有者から徴収している。引取りがない自転車については、スクラップとして処分するか、福祉施設で入所者による清掃を行ったのち、一般小売店でリサイクル自転車として販売される。

また、この放置自転車対策事業をより効果的に行うため「佐賀市放置自転車等対策協議会」を設置し協議を行っている。

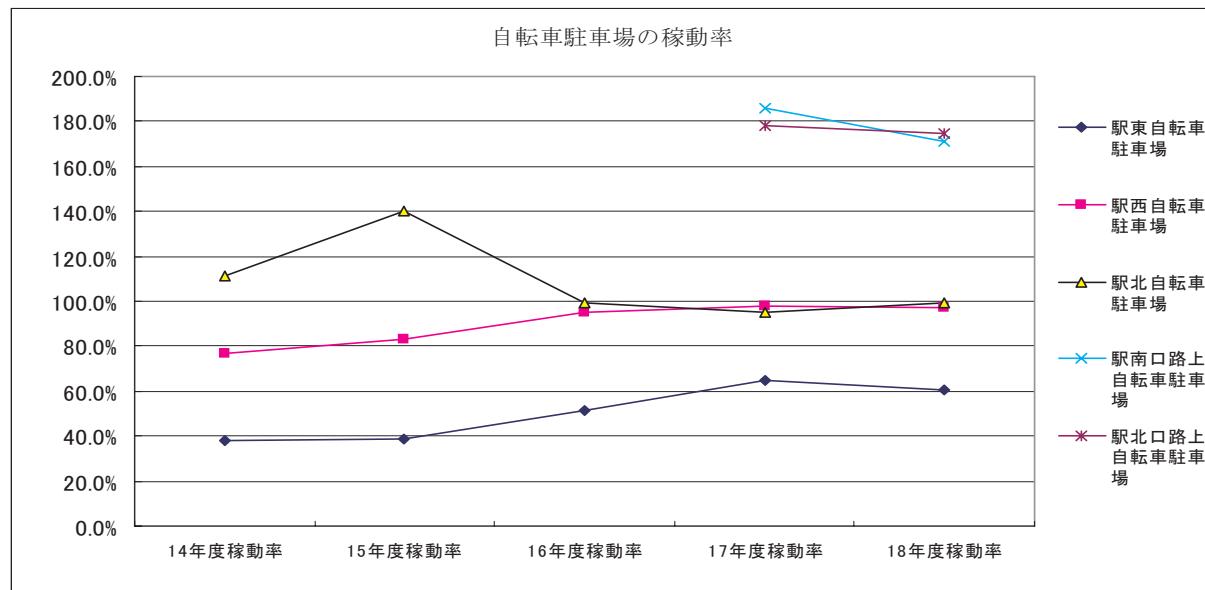
放置禁止区域・自転車駐車場・保管所案内図





	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
警告台数	20,618	36,490	28,599	22,470	11,264	9,096
撤去台数	2,353	2,480	2,133	2,389	2,551	1,864
返還台数	1,428	1,305	1,101	1,323	1,447	1,149
撤去率	11.4%	6.8%	7.5%	10.6%	22.6%	20.5%
返還率	60.7%	52.6%	51.6%	55.4%	56.7%	61.6%

※原付バイク含まず



(自転車駐車場使用料)

利 用 の 種 別		利 用 期 間	自 転 車	原 動 機 付 自 転 車
定期利用	学 生	1 月	1,010円	1,520円
		3 月	2,750円	4,120円
		6 月	5,090円	7,640円
	一 般	1 月	1,220円	1,830円
		3 月	3,310円	4,990円
		6 月	6,110円	9,170円
一 時 利 用		1 日 (1 回)	100円	150円

(7) 都市計画道路

都市活動の大動脈である都市計画道路は昭和6年9月29日最初の13路線が決定された後逐次増加し平成17年10月の市町村合併を経て現在では90路線、136,270mが決定されるに至った。

これらの都市計画道路の中には計画決定をして半世紀以上も整備を行っていない路線も存在し、都市施設であることから道路の計画区域内に建築制限がかかり、計画的な土地利用ができないなど、全国的な問題となっている。佐賀市では、全国的にも早く平成16年度より佐賀市都市計画道路網再編検討委員会において、都市計画道路網の見直しを行い、旧佐賀市にあっては平成17年12月に、また大和町にあっては平成18年12月に都市計画道路網の見直し方針を公表している。なお、諸富町における2路線の都市計画道路は、全て整備が完了している。

現在の都市計画道路の整備状況は6割で、近年では南北の幹線である佐賀大和線、与賀町鹿子線などの整備を県事業において着手している。また、市の事業としては城内線、大財木原線などの事業に着手している。

○ 都市計画道路現況

(平成19.4.1現在)

規模	幅員の範囲	計 画 延 長	改 良 済 延 長	概 成 済 延 長	進 捗 率(改良済／計画)
3	22m以上～40m未満	35,580m	25,990m	9,590m	73.0%
4	16m以上～22m未満	58,230m	36,690m	6,960m	63.0%
5	12m以上～16m未満	29,150m	17,140m	8,130m	58.8%
6	8 m以上～12m未満	9,760m	6,380m	240m	65.4%
7	8 m未満	3,280m	1,200m	60m	36.6%
90路線		136,000m	87,400m	24,980m	64.3%

改良済延長…道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいう。

概成済延長…改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同等の機能を果たしうる現道の延長をいう。おおむね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を要する道路とするが必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。

○ 都市計画道路一覧

平成18年12月25日現在

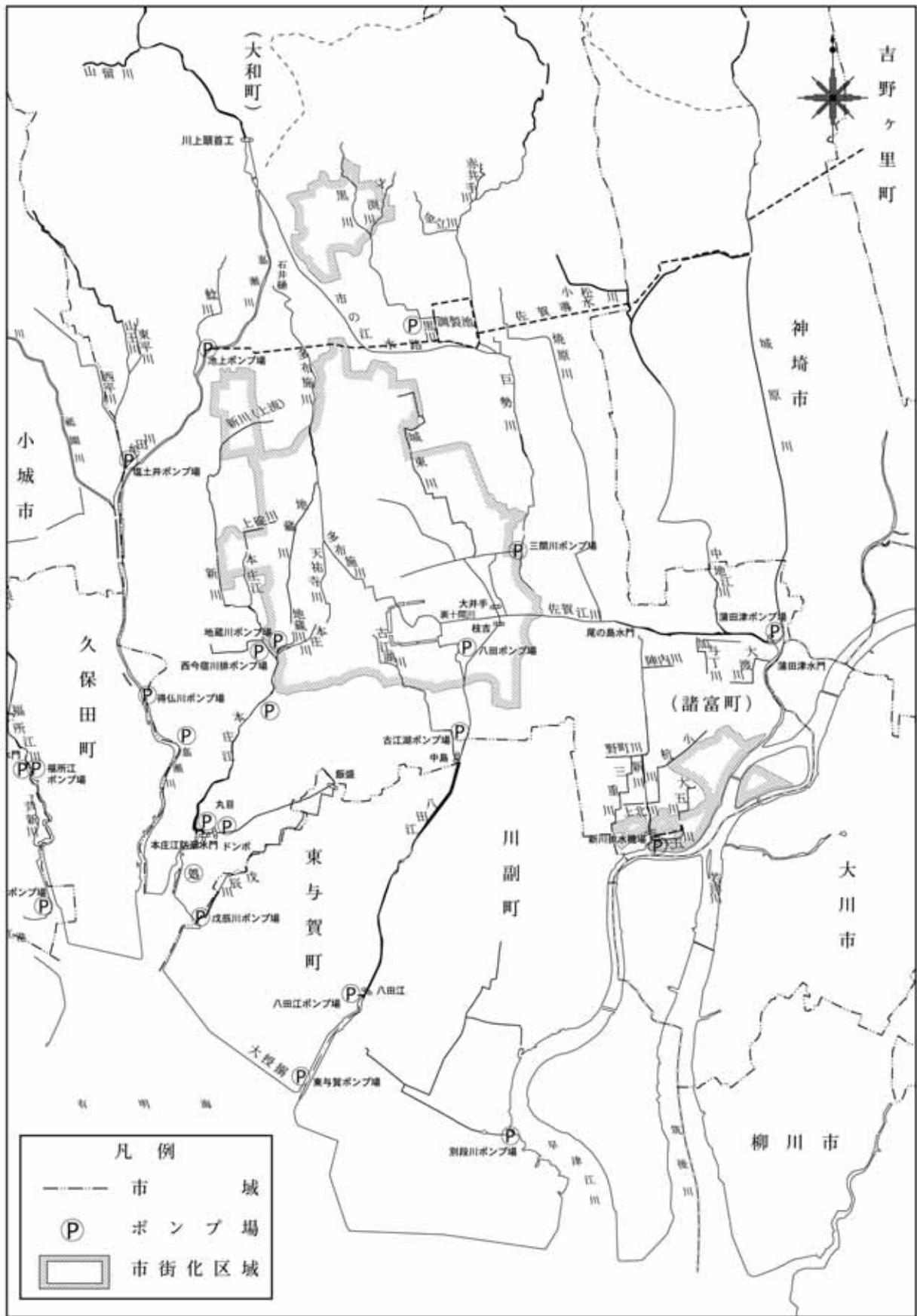
名 称		位 置		幅 員 (m)	車線 数	延 長 (m)			計画決定告示番号及び年月日	
番号	路 線 名	起 点	終 点			計 画	改 良 濟	概 成 濟	当 初	最 終(名称変更)
3・3・1	環状北線	鍋島町大字森田字江里分	神埼郡千代田町大字境原字五ノ坪	24 (24~33.5) (25) (25~32) JR立体 24 (24~38) (29.5~48)	—	9,980 (800) (1,810) (590) (340) (380) (1,750)	7,180	2,800	内告示第208号 S9.4.19	県告示第157号 H4.3.19
3・3・2	環状東線	兵庫町大字西渕字三本柳	南佐賀二丁目	25 (25~33)	4	4,590 (565)	3,120	1,470	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25
3・3・3	環状南線	木原二丁目	下田町	22 (20) (28)	—	4,760 (1,880) (380)	4,500	260	建告示第606号 S43.3.30	県告示第614号 H8.12.6
3・3・4	環状西線	八戸二丁目	鍋島町大字蛎久字地藏籠	22 (16) (22~34)	—	5,220 (2,350) (440)	4,300	920	内告示第208号 S9.4.19	県告示第742号 S55.11.1 (S58.12.23)
3・3・5	佐賀大和線	川原町	大和町大字久池井字平原	※全体 25 (22) (30)	—	8,930 5,690 (1,350) (2,720)	6,890	2,040	S6.9.29	県告示第592号 H18.9.27
3・3・30	与賀町鹿子線	与賀町	本庄町大字末次字四本杉	30 (15) (30~37)	—	2,100 (510) (810)	0	2,100	内告示第191号 S8.6.27	県告示第592号 H18.9.27
3・4・6	佐賀駅未次線	駅前中央一丁目	本庄町大字末次字三本杉	20 (12) (15) (18) (28)	2	3,030 (340) (880) (450) (190)	2,970	60	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25
(佐賀駅南口広場)		駅前中央一丁目				5,200m ²				
3・4・7	東高木線	神野東四丁目	高木瀬東五丁目	16 (22)	2	2,250 (860)	2,200	50	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・8	三溝線	神野東二丁目	八丁畷町	20	4	920	920	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25
(佐賀駅北口広場)		神野東二丁目				2,800m ²				
3・4・9	大財新家線	駅前中央一丁目	駅前中央二丁目	21 (12)	4	540 (230)	540	0	県告示第473号 S45.11.10	県告示第743号 H18.12.25
3・4・10	神野町上高木線	神野西四丁目	高木瀬西四丁目	16 (16~22)	2	2,210 (360)	2,210	0	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25
3・4・11	今津線	西田代二丁目	西与賀町大字厘外字四本杉	16	2	2,400	890	1,510	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・12	上多布施町線	長瀬町	神園二丁目	16 (16~19.5)	2	1,750 (250)	0	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・13	扇町森田線	嘉瀬町大字扇町字扇町籠	鍋島町大字森田字二本椎	16 (16~24)	2	2,750 (560)	2,100	650	県告示第566号 S46.11.5	県告示第743号 H18.12.25
3・4・14	鍋島駅南線	鍋島町大字八戸字三本杉籠	鍋島町大字八戸字三本杉籠	16	2	200	200	0	県告示第566号 S46.11.5	県告示第743号 H18.12.25
3・4・15	鍋島駅北線	鍋島町大字八戸溝字一本椿	鍋島町大字八戸溝字二本黒木	18	2	400	0	120	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25
(鍋島駅北口広場)		鍋島町大字八戸溝字一本椿				1,000m ²				
3・4・16	城内線	水ヶ江三丁目	本庄町大字本庄字一本松	16 (11)	2	2,320 (570)	1,080	1,010	内告示第191号 S8.6.27	県告示第21号 H12.1.12
3・4・17	上多布施町北島線	多布施二丁目	嘉瀬町大字扇町字一本杉籠	16	2	2,810	2,810	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・18	大財修理田線	大財三丁目	巨勢町大字修理田字五本黒木	16	2	1,570	1,570	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25

名 称		位 置		幅 員 (m)	車線 数	延 長 (m)			計画決定告示番号及び年月日	
番号	路 線 名	起 点	終 点			計 画	改 良 濟	概 成 濟	当 初	最 終(名称変更)
3・4・19	草場大財町線	神野東一丁目	大財三丁目	20	2	940	670	270	県告示第473号 S45.11.10	県告示第468号 H11.8.25
3・4・20	新家線	神野東一丁目	栄町	16	2	790	720	70	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・21	江頭線	神園五丁目	鍋島町大字八戸溝字二本柳	16	2	1,900	1,140	0	内告示第208号 S9.4.19	県告示第743号 H18.12.25
3・4・22	神野町線	神野西二丁目	神園二丁目	16	2	970	200	770	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・23	三溝藤木線	神野東二丁目	兵庫町大字西渕字四本柳	16 (19) (20)	2	2,160 (50) (990)	870	60	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・24	若宮新村線	若宮一丁目	開成五丁目	16	2	2,080	2,080	0	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25
3・4・25	上高木鍋島線	高木瀬西五丁目	鍋島三丁目	16	2	2,510	2,350	160	県告示第551号 S47.11.6	県告示第743号 H18.12.25
3・4・26	鍋島中央線	鍋島二丁目	鍋島三丁目	16	2	500	500	0	県告示第742号 S55.11.1	県告示第743号 H18.12.25
3・4・27	津留鍋島線	鍋島二丁目	鍋島二丁目	16	2	580	580	0	県告示第742号 S55.11.1	県告示第743号 H18.12.25
3・4・28	大崎南里線	水ヶ江五丁目	北川副町大字新郷字一本杉	16	2	1,620	1,620	0	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・29	水ヶ江町枝吉線	水ヶ江二丁目	北川副町大字江上字一本柳	16	2	1,660	1,370	290	内告示第191号 S8.6.27	県告示第743号 H18.12.25
3・4・30	高尾線	巨勢町大字牛島字一本松	巨勢町大字高尾字五本黒木	16	—	1,400	770	630	S6.9.29	県告示第214号 H2.3.28
3・4・31	大財木原線	大財五丁目	木原一丁目	16	2	2,510	1,890	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25
3・4・32	唐人町上多布施町線	唐人一丁目	多布施三丁目	16	2	1,450	0	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25
3・4・33	唐人町渕線	唐人二丁目	兵庫南一丁目	16	2	1,840	920	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25
3・4・34	白山吳服元町線	白山二丁目中央本町	吳服元町	16	2	500	280	0	県告示第102号 H元.2.22	県告示第743号 H18.12.25
3・4・35	大財吳服元町線	大財一丁目	吳服元町	16	2	210	210	0	県告示第102号 H元.2.22	県告示第743号 H18.12.25
3・4・36	大財藤木線	大財五丁目	兵庫町大字藤木字五本杉	16	2	850	240	470	県告示第128号 H5.3.10	県告示第743号 H18.12.25
3・4・37	神野町八戸溝線	神野西二丁目	八戸溝一丁目	18	2	1,960	800	1,160	県告示第401号 H6.7.4	県告示第743号 H18.12.25
3・4・38	大財西中野線	兵庫町大字藤木字四本松	兵庫町大字藤木字二本松	20	2	480	0	480	県告示第93号 H13.3.9	県告示第93号 H13.3.9
3・4・39	中野森線	兵庫町大字藤木字四本松	兵庫町大字藤木字二本松	20	2	720	0	0	県告示第490号 H10.9.9	県告示第743号 H18.12.25
3・4・40	西中野線	兵庫町大字藤木字三本松	兵庫町大字藤木字三本松	16	2	190	0	0	県告示第490号 H10.9.9	県告示第743号 H18.12.25
3・4・41	藤木土井線	兵庫町大字藤木字五本杉	兵庫町大字藤木字二本松	20	2	820	0	0	県告示第490号 H10.9.9	県告示第743号 H18.12.25
3・4・42	藤木西渕線	兵庫町大字藤木字三本杉	兵庫町大字西渕字三本柳	20	2	710	0	0	県告示第490号 H10.9.9	県告示第743号 H18.12.25
3・4・43	藤木線	兵庫町大字藤木字二本杉	兵庫町大字藤木字三本杉	16	2	520	0	0	県告示第490号 H10.9.9	県告示第743号 H18.12.25
3・4・44	夢咲貝町線	高木瀬町大字東高木	兵庫町大字藤木字一本松	16 (10) (13) (15) (10~16) (13~16)	2	1,260 (340) (180) (100) (40) (50)	340	0	県告示第490号 H10.9.9	県告示第743号 H18.12.25

名 称		位 置		幅 員 (m)	車線 数	延 長 (m)			計画決定告示番号及び年月日	
番号	路 線 名	起 点	終 点			計 画	改 良 濟	概 成 濟	当 初	最 終(名称変更)
3・4・103	牛津川上線	大和町大字川上字別所	大和町大字東山田字一本松五	16	2	2,630	1,060	100	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第743号 H18.12.25
3・4・105	惣座川上線	大和町大字久池井字五本杉	大和町大字東山田字一本杉四	16	2	580	0	0	県告示第293号 H7.4.10	県告示第743号 H18.12.25
3・4・201	上大津諸富線	諸富町大字徳富字天神	諸富町大字諸富津字二本松七	16	2	1,010	1,010	0	県告示第80号 S48.2.26	県告示第743号 H18.12.25
3・5・28	水ヶ江町新郷線	水ヶ江一丁目	北川副町大字新郷字四本黒木	15	—	2,520	1,150	1,370	S6.9.29	県告示第332号 S63.5.30
3・5・29	水ヶ江町神野町線	松原三丁目	駅前中央二丁目	15 (22)	2	1,880 (810)	1,880	0	S6.9.29	県告示第743号 H18.12.25
3・5・31	北堀端扇町線	松原一丁目	嘉瀬町大字扇町字四本松箇	15 (16) (18) (20)	—	3,390 (610) (330) (260)	2,840	550	S6.9.29	県告示第592号 H18.9.27
3・5・32	北堀端修理田線	松原二丁目	兵庫町大字渕字一本松	15 (16) (18) (20)	—	3,220 (250) (200) (250)	1,800	1,420	S6.9.29	県告示第651号 H4.12.16
3・5・36	水ヶ江鬼丸線	中の館町	水ヶ江五丁目	15	2	620	240	200	内告示第191号 S8.6.27	市告示第239号 H18.12.25
3・5・37	八戸天祐線	八戸一丁目	天祐二丁目	12	2	1,010	0	470	建告示第518号 S24.5.28	市告示第239号 H18.12.25
3・5・38	草場線	駅前中央一丁目	神野東二丁目	12	2	300	300	0	市告示第53号 S45.11.4	市告示第239号 H18.12.25
3・5・39	八戸溝線	開成四丁目	開成三丁目	12	2	860	860	0	県告示第551号 S47.11.6	市告示第239号 H18.12.25
3・5・40	若宮線	神野西三丁目	若宮一丁目	12	2	450	0	0	市告示第82号 S47.11.2	市告示第239号 H18.12.25
3・5・41	東高木木角線	高木瀬東二丁目	鍋島一丁目	12 (16)	2	3,270 (720)	2,050	290	建告示第329号 S44.2.12	市告示第239号 H18.12.25
3・5・42	増田線	鍋島六丁目	鍋島六丁目	12	2	460	460	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第239号 H18.12.25
3・5・49	下村西中野線	兵庫南一丁目	兵庫南二丁目	12	2	780	780	0	県告示第773号 S62.12.2	市告示第239号 H18.12.25
3・5・52	辻の堂十間堀橋線	川原町	多布施一丁目	15	—	560	250	310	県告示第165号 H4.3.19	県告示第165号 H4.3.19
3・5・101	福田久池井線	大和町大字尼寺字二本松	大和町大字久池井字四本杉	12	—	2,050	0	2,059	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第491号 H10.9.9 (S58.12.23)
3・5・102	久留米小城線	大和町大字久池井字福島	大和町大字東山田字四本松	12	2	2,780	2,570	210	建告示第2684号 S35.12.19	県告示第426号 H13.9.5 (S58.12.23)
3・5・106	久池井小川線	大和町大字久池井字二本杉	金立町大字金立字八本杉	13	2	1,780	0	0	建告示第2684号 S35.12.19	市告示第239号 H18.12.25
3・5・107	尼寺小川線	大和町大字尼寺字印鑑	大和町大字久池井字四本柳	13	2	1,670	200	1,470	建告示第2684号 S35.12.19	市告示第239号 H18.12.25
3・5・108	小川東古賀線	金立町大字金立字八本杉	大和町大字久池井字四本柳	14	2	610	610	0	町告示第83号 H10.9.9	市告示第239号 H18.12.25
3・5・202	諸富臨港線	諸富町大字諸富津字二本松	諸富町大字為重字石塚分弁財天東	12	2	690	690	0	県告示第80号 S55.11.1	市告示第239号 H18.12.25
3・6・47	上多布施町大財町線	天神一丁目	大財五丁目	11 (16)	2	1,580 (450)	1,520	60	S6.9.29	市告示第239号 H18.12.25
3・6・48	八戸線	多布施三丁目	鍋島町大字八戸字四本杉箇	11	2	1,850	0	0	内告示第208号 S9.4.19	市告示第239号 H18.12.25

名 称		位 置		幅 員 (m)	車線 数	延 長 (m)			計画決定告示番号及び年月日	
番号	路 線 名	起 点	終 点			計 画	改 良 濟	概 成 濟	当 初	最 終(名称変更)
7・6・1	西魚町青木橋線	伊勢町	多布施二丁目	8	—	700	190	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)
7・6・2	妙安寺小路上多布施町線	伊勢町	多布施一丁目	8	—	250	160	90	建告示第518号 S24.5.28	市告示第11号 H4.3.19
7・6・3	夕日町佐賀駅線	中央本町	愛敬町	8	—	580	480	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)
7・6・4	東魚町線	中央本町	吳服元町	8	—	200	170	30	建告示第246号 S23.6.5	市告示第9号 H元.2.23
7・6・5	吳服町大財町線	吳服元町	愛敬町	8	—	670	670	0	建告示第518号 S24.5.28	建告示第518号 S24.5.28 (S58.12.23)
7・6・6	新町線	駅南本町	駅南本町	8	—	30	30	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)
7・6・7	大島線	多布施二丁目	多布施三丁目	8	—	630	320	0	建告示第518号 S24.5.28	市告示第11号 H4.3.19
7・6・8	寺町線	唐人二丁目	大財一丁目	8	—	160	100	60	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)
7・6・9	唐人町寺町分1号線	唐人二丁目	愛敬町	8	—	140	0	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)
7・6・10	向栄橋線	白山二丁目	白山二丁目	8	—	90	90	0	建告示第246号 S23.6.5	建告示第246号 S23.6.5 (S58.12.23)
7・6・101	尼寺春日線	大和町大字尼寺字印鑰	大和町大字久池井字四本松	8	—	420	420	0	建告示第2684号 S35.12.19	町告示第83号 H10.9.9 (S58.12.19)
7・6・103	福田礫石線	大和町大字尼寺字鍵尼	大和町大字久池井字三本松	8	—	730	370	250	建告示第2684号 S35.12.19	建告示第2684号 S35.12.19 (S58.12.19)
7・7・11	高架側道1号線	駅前中央三丁目	駅前中央三丁目	6	—	610	550	60	市告示第74号 S48.11.10	市告示第6号 H5.3.8
7・7・12	高架側道2号線	神野西一丁目	神野西一丁目	6	—	400	400	0	市告示第74号 S48.11.10	市告示第74号 S48.11.10 (S58.12.23)
7・7・13	町家通り線	柳町	東佐賀町	5	—	670	250	0	市告示第107号 H11.12.24	市告示第107号 H11.12.24
8・5・1	新町緑線	鍋島三丁目	鍋島三丁目	12	—	250	250	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第75号 S55.11.1 (S58.12.23)
8・6・2	八尻川河畔線	鍋島町大字蜥久字四、五本松	鍋島一丁目	8	—	970	850	0	市告示第75号 S55.11.1	市告示第75号 S55.11.1 (S58.12.23)
8・6・3	下村河畔線	兵庫南一丁目	兵庫南三丁目	9	—	760	760	0	市告示第81号 S63.11.24	市告示第64号 H4.12.15
8・7・4	西中野河畔線	兵庫町大字藤木字三本松	兵庫町大字藤木字館ノ内	6	—	400	0	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第75号 H10.9.9
8・7・5	藤木西中野線	兵庫町大字藤木字四本杉	兵庫町大字藤木字屋敷田	6	—	940	0	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第75号 H10.9.9
8・7・6	西渕河畔線	兵庫町大字西渕字四本柳	兵庫町大字西渕字四本柳	6	—	260	0	0	市告示第75号 H10.9.9	市告示第75号 H10.9.9

7. 排水対策 [2-8]



建設

(1) 排水体系 2-8

本市の平坦部は、筑後川、城原川、巨勢川、嘉瀬川をはじめ多くの河川が運んだ土砂や有明海の潮流により運ばれた泥土によって形成された低平肥沃な広大な平野である。

しかし、低平地であり有明海の潮位がTP +3.0mにも及ぶため満潮位以下の地域は内水被害が頻発しており、特に近年の経済成長は佐賀市を中心とする人々の低平市街地への集中化、流域の開発による流出量の増大、また、地下水汲み上げによる地盤沈下とも重なって水害被害も益々増大し、昭和55年8月の出水では12,000戸、平成2年7月の出水でも12,000戸の浸水被害が発生している。

このような、洪水被害から守るために佐賀市とその周辺地区において昭和55年と平成2年の2度の水害後に河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け、佐賀江川、巨勢川、新川、八田江が改修され、また、中小河川事業で、巨勢川、中地江川、本庄江等の改修で促進された。

佐賀市東部地区排水の主河川である佐賀江川は、佐賀市街地東部より東流し、筑後川に流入する河川で、巨勢川、中地江川の各河川で洪水を集め、佐賀江川、八田江、新川の3河川で筑後川、有明海に排水する本市の重要な河川である。また、佐賀市西部地区排水の主河川である本庄江は、佐賀市街地西部排水の重要な河川である。

このような地域を洪水氾濫から防御するための治水対策として、上流域で山からの洪水流量を調整池及び導水路により軽減させ、中・下流部においては洪水流量をスムーズに流下させるため、河道拡幅、ショートカット等河道改修、さらに河川末端には排水ポンプ（現在、毎秒271トン）を設置し洪水を処理するようにしている。

(2) 排水対策 2-8

① 河川事業

昭和60年	市街地から東へ流れ筑後川に通じる佐賀江川に蒲田津排水機場を毎秒30トンの規模で建設
昭和63年	市街地東部を南下する八田江に八田江排水機場を毎秒20トンから30トンに強化 蒲田津排水機場を雨季前に毎秒60トンの能力に強化、完成
平成6年	7月から新川排水機場が毎秒30トンで稼動
平成7年	八田江排水機場を30トン増設、合計毎秒60トンに三間川と巨勢川の合流点に10トンのポンプが完成 佐賀江川の蛇行部をショートカットし、新たな農業用水路を整備する事業が完成
平成12年	市街地西部を南下する本庄江に地蔵川排水機場が毎秒10トンで完成
平成17年	巨勢川調整池に毎秒30トンのポンプが完成
平成19年～平成20年の完成を目指して都市基盤河川三間川と準用河川地蔵川を整備中	
平成20年度の完成を目指して佐賀導水事業（巨勢川の洪水調節や市内河川への浄化用水供給を目的とする）を実施中	

② 雨水事業

～昭和62年	大溝川雨水幹線 延長3,800mを整備（市街地東部排水に効果）
～平成3年	八田雨水幹線 延長327mを整備（市街地南部排水に効果）
平成6年～	下村雨水幹線 延長950mを整備（東部新市街地排水に効果）
平成12年～	十間堀雨水幹線 延長650mを整備中（中心市街地排水に効果）
平成16年～	下村雨水幹線 延長1,200mを整備中（中心市街地排水に効果）

8. 河川浄化

(1) 河川浄化運動 3-9

① 「川を愛する週間」における清掃参加者

校 区 名		勧 興	循 誘	日 新	赤 松	神 野	新 栄	若 楠	市街地区 計	周辺地区 計	小 計	事業 所等	総 計
18 年 春	町区数	21	19	23	11	13	15	10	112	234	346		
	実 施 町区数	16	19	23	9	12	15	9	103	197	300	68	
	参 加 人 員	851	2,097	2,678	1,100	2,136	2,575	1,416	12,853	18,266	31,119	2,409	33,528
18 年 秋	町区数	21	19	23	11	13	15	10	112	234	346		
	実 施 町区数	14	19	23	10	13	15	10	104	200	304	72	
	参 加 人 員	661	2,129	2,761	1,269	2,051	2,534	1,522	12,927	19,464	32,391	3,312	35,703

※実施日は町区によって異なる。

※全ての町区が年2回清掃を行っているわけではない。

② 「川を愛する週間」における清掃用具の借用申し込み状況

	胴 長	半 長	長 鎌	鎌	モカキ	ガンヅメ	ジョレン	スコップ ※1	一輪車	舟※2	金ホウキ	コンテナ
18年春	2,242	1,426	795	3,339	1,601	615	213	1,475	732	207	604	9,875
18年秋	1,778	1,337	541	3,020	1,082	551	171	1,122	758	210	528	9,730

※1 剣先スコップと角型スコップの合算

※2 ゴミ回収用舟は大・中・小サイズの合算

清掃用具は無料で貸し出しを行っている（随時）

(2) ふれあい水辺の設置 3-9

① 多施川水遊び場（昭和58年7月開設）夏休み中7月下旬より25日間（8月11日～16日除く）

佐賀市水対策市民会議発足以来「清流をとり戻そう」を合言葉に全市民がこぞって河川浄化のため積極的に浚渫清掃を実施してきた結果、昔の清流に戻りつつある。

これを契機に、なお一層の河川浄化を図るため、子供の頃から、川とのふれあいを通して、自然環境の中で健全な遊びと河川浄化の精神を学ぶため、幼児から小学校低学年を対象に昭和58年から夏休み期間中のみ、水遊び場として開放している。

水遊び場の設置場所は、護国神社の境内に面した格好の場所であり、市街地の中心部で水遊びができるとあって、毎年大勢の子供たちでにぎわっている。

このユニーク事業が認められ、昭和60年に佐賀県河川愛護協会の表彰、昭和61年5月には、日本河川協会の表彰を受け、さらには第1回「手づくり郷土賞」のふれあい水辺部門で建設省（当時）から認定された。

- ② 多布施川カヌープラザ（昭和61年7月開設）夏休み中7月下旬より27日間（8月13日～16日除く）

河川に対する親しみと潤いを与え、快適で美しい河川環境づくりとともに、子供たちに川とのふれあいの場を提供し、川を愛する意識を高めるため、昭和61年度から、小学校4年生から中学生、高校生までを対象に夏休み期間中、多布施川水遊び場から5キロメートル上流の多布施川河畔公園横に、長さ約200メートル、川幅約10メートルのカヌープラザを開設した。

このため市では、カヌー、パドル、ライフジャケット、ヘルメットを購入し、無料で利用してもらうこととし、水泳ができる人にカヌー遊びを体験してもらっている。

海や湖のない本市では、子供たちにとって、絶好の遊び場となっており、昭和62年度には親子で遊べるよう拡大した。

○平成18年度利用者数

	幼児	小学生	中学生	一般	合計
水遊び場	629	385	16	136	1,166
カヌープラザ	—	519	105	98	722

(3) アクアエリア整備事業 3-9

市街地を網目状に流れる「水」を生かした環境整備を行うもので、道や街角を生かし緑を増やすなど日常の足元にスポットをあてながら、まち全体をきれいにするものである。

【全体計画】

事業年度 平成10年度～平成12年度

- 整備内容
- ・整備区域 与賀神社を中心とした区域14ha
 - ・水路整備 延長780m（親水たなじ、親水照明、植栽、水生植物、水道管の化粧、砂入替等）
 - ・水辺公園 面積592m²（親水たなじ、与賀神社ライトアップ、水生植物、ゴミ置場修景）

(4) 松原川環境整備 3-9

松原川かいわいのにぎわいを取り戻すと同時に、市民の憩いの場の復活への起爆剤にとの思いを込めて着手。

【全体計画】

事業年度 昭和63年度～平成3年度

- 整備内容
- ・整備区域 ポンポン井樋から松原神社前までの750m
 - ・着工前断面は水路幅7～8m。道路幅5.5m。
 - ・水辺と人の動線を近づけるため、車道幅を1m縮め歩道及び親水通路を確保。
 - 水路の中にはさお石を使った親水歩道や飛び石を配置し、護岸は野面積という

昔ながらの工法で実施。川辺にはハナミズキやモミジを中心に植栽。夜間には、ガス燈や石灯籠が通りを照らしている。

(5) 十間堀川環境整備 3 - 9

十間堀川は藩政時代の佐賀城下の外堀であった。現在中心市街地を東西に横断しており、周辺は河川特有の連続したオープンスペースを生かした環境軸として、水と緑の豊かなゆとりの空間に整備する。

【全体計画】

事業年度 平成15年度～平成23年度（予定）

- 整備内容
- ・整備区域 大溝川雨水幹線との合流点から清心橋までの延長約650mのうち
下流から250m完成
 - ・護岸工（自然石積、魚巣ブロック）
 - ・遊歩道兼管理道路（透水性舗装）
 - ・植栽工（高木、中木、低木、張芝）
 - ・管理施設（転落防止柵、車止め、ベンチ）

(6) 下村雨水幹線環境整備 3 - 9

下村雨水幹線は、兵庫北土地区画整理事業地区内の主要幹線として内水排除を図るだけでなく、クリーク及び農村集落の景観を保存すると共に、貴重な資材（樹木・石材）を移植・移設または再生利用して、住民の思いをのこす水辺空間を創造する。

【全体計画】

事業年度 平成17年度～平成20年度

- 整備内容
- ・整備区域 兵庫北区画整理内の整備延長1200m
 - ・護岸工（土羽護岸、木柵）
 - ・植栽工（移植含む高木210本）
 - ・管理施設等（転落防護柵）